

岡山市「学校支援ボランティア」実施要綱

制定	平成26年3月31日教育長決裁
改定	平成27年3月26日教育長決裁
改定	平成28年3月29日教育長決裁
改定	平成30年3月30日教育長決裁
改定	令和元年7月11日教育長決裁
改定	令和3年3月12日教育長決裁
改定	令和4年3月15日教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校、義務教育学校、岡山市立認定こども園条例（平成27年市条例第22号）に規定する認定こども園並びに岡山大学教育学部附属幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校（以下これらを「学校園」という。）の教育活動等並びに岡山市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課（以下「生涯学習課」という。）が実施する事業に対して、地域住民、保護者及び学生が様々な特技や趣味等を活かして教育活動を支援する学校支援ボランティア（以下「学校支援ボランティア」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 学校支援ボランティアは、学校園等又は生涯学習課からの依頼に基づき、主に次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 学校園の教育活動に対する支援

- ア 各教科、「総合的な学習の時間」等における補助
- イ 学校園行事、クラブ活動、部活動、放課後学習会等における支援
- ウ 特別な支援を必要とする子どもの支援
- エ 学校園主催のPTA等と行う行事（学校園が名義後援のみを行っている行事は除く。）の支援
- オ その他学校園生活の補助

(2) 学校園の環境整備に対する支援

- ア 校舎等の補修、植木の剪定、花の栽培等
- イ 教材や教具の作成、表示札の作成等

(3) 学校園の安全対策への支援

- ア 登下校時の付き添い、交通指導
- イ 校門でのあいさつ、声掛け

(4) 土曜学習等、地域での子どもの学力向上に係る取組における支援

(5) 生涯学習課が実施する事業における支援

(登録)

第3条 学校支援ボランティアとしての登録を希望する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類により、岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申し込むものとする。ただし、大学院、大学、短期大学又は専門学校（以下「大学等」という。）に属する学生については、学校支援ボランティア支援システムへの登録をもってそれにかえることができる。

- (1) 個人 岡山市「学校支援ボランティア」個人登録申込書（様式1又は様式2）
 - (2) 団体 岡山市「学校支援ボランティア」団体登録申込書（様式3又は様式4）
- 2 前項の場合において、中学生及び高校生（以下「中高生」という。）は、岡山市「学校支援ボランティア」登録同意書（様式5）を併せて提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、第1項の申込みを行った者が次のいずれかに該当すると認めるときは、学校支援ボランティアとして登録し、申込者に「登録証」を交付するものとする。
- (1) 第1条の趣旨及び学校園等の教育方針に賛同し、協力できる者
 - (2) その他教育委員会が適当と認める者

(登録有効期間)

第4条 学校支援ボランティアの登録期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、年度の途中で登録された者については、登録申込みを行った日から当該年度の末日までとする。

- 2 前項の登録期間が満了する場合において、登録者から登録解除の申出がない場合は、期間満了後、自動的に更新するものとし、その翌年度もまた同様とする。
- 3 前項の規定において、大学等に属する学生及び中高生は、その在籍する大学等又は中学校、高等学校の卒業をもって登録を解除するものとする。

(登録の取消し)

第5条 教育委員会は、学校支援ボランティアとして登録した個人（以下「登録者」という。）又は団体（以下「登録団体」という。）が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 学校支援ボランティアとしてふさわしくない言動があったとき。
- (2) 次条に定める遵守事項に反する行為を行ったとき。
- (3) その他登録者又は登録団体として不適切と認めるとき。

(遵守事項)

第6条 学校支援ボランティアは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 幼児、児童及び生徒の健全育成のために努めること。
 - (2) 教育委員会、活動する学校園の校長及び教職員並びに土曜学習等地域での子どもの学力向上に係る取組の主催団体の指導者の指示に従うこと。
 - (3) 政治活動及び宗教的活動を行わないこと。
 - (4) 営利を目的とした活動を行わないこと。
- 2 学校支援ボランティアは、その活動により知り得た情報を漏洩してはならない。登録者又は登録団体でなくなった後も同様とする。

(研修)

第7条 学校支援ボランティアに登録する者で、大学等に属する学生及び中高生は、新規登録時及び登録年度ごとに、教育委員会が指定する方法により研修を受けなければならない。

(保険)

第8条 学校支援ボランティアの登録者には、「岡山市市民活動保険制度」を適用する。ただし、大学等に属する学生登録者については、教育委員会が別途保険をかけることとする。

(費用負担)

第9条 登録者及び登録団体の活動に要する費用については、別に定める補助を除き、支給しない。

(活動団体)

第10条 学校支援ボランティアが活動を行う団体（以下「活動団体」という。）は、学校園又は土曜学習等地域での子どもの学力向上に係る取組を行う団体とする。

2 学校園以外の活動団体は、次に掲げる要件のいずれをも満たしている場合に限り、学校支援ボランティアの紹介を教育委員会に依頼することができる。

(1) 主催者が、次のいずれかに該当するものであること。

ア 国及び地方公共団体並びにこれらの機関

イ 前号に掲げる団体の連合体又はこれらに準ずる団体

ウ 公益法人及びこれに準ずる公共性の高い団体

エ 次の要件のいずれも満たす団体

(ア) 主催者の存在及び所在地が明確であること。

(イ) 組織、事業関係者等が明確であること。

(ウ) 事業遂行の意志及び能力が十分であると認められること。

(2) 事業の目的及び内容が、次の全てを満たしていること。

ア 事業計画が明確で実施の確実性が認められること。

イ 広く市民に公開され、積極的に広報を行い、及び一般市民に参加の機会が与えられていること。

ウ 地域での子どもの学力向上に寄与するもので、公益性を有すると認められること。

(3) 市内の会場において開催するものであること。

(4) 公衆衛生、危険防止等の対策を十分に講じていること。

(5) 実費等を徴収する事業にあつては、その額が社会通念上適正又は低廉である等、事業の参加者に対して過度の負担を負わせていないこと。

3 前項の規定にかかわらず、活動団体の実施する事業が次のいずれかに該当すると認められる場合は、学校支援ボランティアの活動を承認しない。

(1) 政治団体若しくは宗教団体の活動又は特定の宗教若しくは政治のための活動と認められる事業

(2) 公序良俗に反し、又は社会的に非難を受けるおそれのある事業

(3) 活動団体を宣伝し、若しくは会員の勧誘を目的とし、又はそのおそれのある事業

- (4) 営利事業又は営利的な意図があると認められる事業（当該事業による収益を教育事業又は社会福祉事業に充てる等の公益性を有する場合を除く。）
- (5) 集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるもの又は参加者に対して圧迫感を与えるもの
- (6) 教育委員会の名誉をき損し、又は信用を失墜するおそれのあるもの

（事業の承認申請等）

第11条 学校支援ボランティアの活動の承認を受けようとする活動団体（学校園を除く。）は、事業開始日の10日前までに、承認申請書（様式6）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 組織、代表者、活動目的等の申請団体を明らかにする書類
 - (2) 申請団体の収支決算書
 - (3) 事業の企画書、開催要項等、事業目的及び事業計画を示す書類
 - (4) 事業の収支予算書
 - (5) その他教育委員会が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類について、それぞれ当該各号に掲げる場合には、その提出を省略させることができる。
- (1) 前項第1号及び第2号の書類 前条第2項第1号アに掲げる活動団体又は同条第2項第1号イからエまでに掲げる活動団体であつて、当該書類に記載すべき内容が社会通念上明白な団体若しくは団体の現在事項に関する資料が教育委員会に在置されている活動団体
 - (2) 前項第4号の書類 前条第2項第1号アに掲げる活動団体
- 3 教育委員会は、第1項の申請を承認したときは、承認通知書（様式7）により申請者に通知する。この場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 4 主催者は、承認を受けた後に事業を中止し、又は事業内容等を変更する場合には、速やかに教育委員会にその旨を届け出なければならない。
- 5 教育委員会は、承認後に前条第3項の規定に該当する事実が認められるとき又はその他不適当な行為があつたと認めるときは、承認を取り消すものとする。
- 6 事業実施後に前条第3項の規定に該当したことが認められたとき又はその他不適当な行為があつたと認めるときは、以後その活動団体に対する承認をしないものとする。
- 7 教育委員会は、必要があると認めるときは、主催者に対し、実績報告書（様式8）の提出を求めることができる。

（活動の依頼と紹介）

第12条 学校園及び前条第3項の承認を受けた活動団体は、学校支援ボランティアの紹介を希望するときは、学校支援ボランティア依頼票（様式9-1又は様式9-2）を教育委員会に提出するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の依頼票の提出があつたときは、登録者又は登録団体に連絡し、及び調整を行い、活動団体に対し、学校支援ボランティア紹介票（様式10-1又は様式10-2）により、紹介するものとする。

- 3 前項の紹介を受けた活動団体は、紹介された学校支援ボランティアの中から、支援活動を希望する分野のものに活動を依頼することができる。
- 4 学校園及び前条第3項の承認を受けた活動団体は、教育活動等に対する支援を、登録者又は登録団体に直接依頼することができる。
- 5 生涯学習課は、自らが実施する事業の支援を、登録者又は登録団体に直接依頼することができる。

(登録者名簿及び登録団体名簿の作成及び提供)

第13条 教育委員会は、登録者名簿及び登録団体名簿を作成し、学校園(岡山大学教育学部附属幼稚園, 小学校, 中学校及び特別支援学校を除く。)に提供する。

(報償費)

第14条 大学等に属する学生登録者(以下「学生ボランティア」という。)であって、当該ボランティアとしての活動(以下単に「活動」という。)を行った者(岡山大学教育学部附属幼稚園, 小学校, 中学校及び特別支援学校に係る活動を行った者は除く。)に、予算の定める範囲において、報償費を支給する。

(支給要件及び支給額)

第15条 報償費は、当該学生ボランティアが在籍する大学等からの直線距離(以下「距離」という。)が5キロメートル以上8キロメートル未満の場所において活動した場合の支給額は1回につき1,000円とし、距離が8キロメートル以上の場所において活動した場合の支給額は1回につき2,000円とする。この場合において、市外の大学等に在籍する場合には、活動場所までの距離の起算点は岡山駅からとする。

- 2 支給要件となる活動場所については、大学等ごとに別に定める。

(除外対象活動)

第16条 前条の規定にかかわらず、他の機関から報酬、交通費又はそれらに類する金員が当該学生ボランティアに別途支給される場合は、その支給対象となる活動日数を算定対象から除くものとする。

(請求手続及び支給決定)

第17条 学生ボランティアは、活動回数が10回に達したとき又は月末ごとに、その時点までの活動に対する報償費について、報償費請求兼口座振込依頼書(岡山市学校支援ボランティア学生用)(様式11)に必要事項を記入し、活動した団体の確認を受けた上で、教育委員会に提出するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の依頼書の提出があったときは、その内容を審査の上、報償費の支給額を決定し、指定された口座に振り込むものとする。
- 3 学生ボランティアから支給を辞退する申出があった場合又は学生ボランティアが支給に必要な手続をしない場合は、報償費の支給を行わないものとする。

(放課後学習サポーターズの実施)

第18条 次の各号に掲げるいずれをも満たした上で実施する放課後学習会を、「放課後学習サポーターズ」という。

- (1) 学校支援ボランティア、岡山市立の小学校及び中学校並びに教育委員会で共同して実施するもの
 - (2) 学校支援ボランティア間で相互に連絡がとれるよう組織化したもの
 - (3) 教育委員会が実施の決定を行ったもの
- 2 放課後学習サポーターズは、学校内で実施するものとし、原則として学校が主となって運営するものとする。
- 3 放課後学習サポーターズに参加する学校支援ボランティア（以下「サポーターズ」という。）のうちから、原則として、リーダーとして1人を、サブリーダーとして1人又は2人をそれぞれ互選により定める。
- 4 リーダー及びサブリーダーは、サポーターズを代表して放課後学習会を実施する学校及び教育委員会との連絡又は調整を行うものとする。
- 5 教育委員会は、予算の定める範囲において、放課後学習会の実施において必要な教材等を調達するものとする。

(放課後学習サポーターズに関する手続等)

第19条 放課後学習サポーターズの実施を希望する岡山市立の小学校又は中学校は、年度の事業開始日の20日前までに、放課後学習サポーターズ事業実施申請書（様式12）を教育委員会へ提出するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の申請に係る事業の実施を決定したときは、放課後学習サポーターズ事業実施決定通知書（様式13）により申請者へ通知するものとする。
- 3 前項の決定を受け、前条第5項の教材等の購入を希望する学校は、教育委員会に事前に協議した上、放課後学習サポーターズ教材等調達依頼票（様式14）を教育委員会へ提出するものとする。
- 4 第2項の決定を受け、事業を実施した小学校又は中学校は、当該事業の終了後、事業の開催日並びに各回に参加した児童又は生徒数及び学校支援ボランティアの人数について、放課後学習サポーターズ事業実施報告書（様式15）により、教育委員会へ報告するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。